

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

II 賃金政策

3 人事院の給与勧告

八四年人事院勧告

人事院は、八四年八月一〇日、給与法に基づき国会と内閣にたいし、一般職国家公務員の給与について報告と勧告を提出した。勧告の内容は、(1)職員の給与について八四年四月一日以降、俸給表の改定を中心に扶養手当、住宅手当、通勤手当の改善を含め平均一万五五四一円、六・四四%の引き上げ、(2)期末・勤勉手当の支給は現行通り(年間四・九ヵ月)、などからなる。報告のなかで人事院は、人事院勧告制度の主旨を強調するとともに、「勧告を速やかに実施するよう」要請した。

政府は、八月一〇日に第一回給与関係閣僚会議を、その後九月一四日に第二回、一〇月一四日に第三回の閣僚会議を開催し、人事院勧告の取り扱いについて協議した。しかし、財政事情を重視する立場や労使関係を重視する立場、さらには人勧の積み残し分を段階的に解消しようとする立場などから意見が出され、結論を得るにはいたらなかった。

一〇月三十一日の第四回給与関係閣僚会議において、八四年四月一日から国家公務員について平均三・四%内の給与改定をおこなうことを確認し、同日の閣議で、同内容の「公務員の給与改定について」を正式決定した。この際、藤波内閣官房長官は、「本年度を含め概ね三年を目途として官民格差が解消されるよう努力する」と説明した。

人事院総裁は、この閣議決定について「勧告の内容と異なる結論に至ったことは極めて遺憾である」との談話を発表した。

八五年人事院勧告

八五年八月七日、人事院は一万四三一二円(五・七四%)の給与勧告をおこなった。この勧告は、公務員の給与を民間の給与と均衡させることを基本としたものであり、官民給与の正確な比較をおこなうため人事院は、職員の全員について給与などの実態調査を実施した。それとともに企業規模一〇〇人以上で、かつ、事業所規模五〇人以上である全国の約四万の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約七六五〇の民間事業所について、八五年四月分として支払われた給与月額などを調査した。この調査結果にもとづき、公務員の場合は行政職(事務・技術職・技能・労務職)、民間にあってはこれに相当する職種の職務に従事する者について、職務の種類別に、役職段階・学歴・年齢など給与を決定する条件が同等と認められる者相互の給与と比較した結果、その較差が前記の数字であることが明らかになった。

このような較差になったのは、前年の官民給与較差が六・四四%であったのにたいして、実際におこなわれた給与改定が三・三七%にとどめられたうえに、その間民間給与が上昇したことによるものである。なお、今回の改定においては、行政職俸給表(一)について現行の八等級制が一級制に

改められた。これは国家公務員の職務が複雑・専門化し、職務段階が分化してきたことに対応した措置である。

給与勧告の骨子はつぎのようなものである。

一 官民較差

1 較差 一四、三一二円 五・七四％(内訳 本較差 五・二七％ 遡及改定分〇・四七％)

昨年 一五、五四一円 六・四四％

2 配分 俸給 一一、九〇七円(四・七八％) 諸手当 一、六八四円(〇・六七％) はねかえり 七二一円(〇・二九％)

計 一四、三一二円(五・七四％)

行政職(一)・(二) 現行給与 二四九、二〇九円

平均年齢 四〇・八歳

二 改定の内容

1 俸給表

(1)初任給行(一)

高校卒 九〇、七〇〇円→九五、五〇〇円(四、八〇〇円)五・三％ 大学卒 一〇七、五〇〇円→一一三、二〇〇円(五、七〇〇円)五・三％

(2)配分傾向 初任給、三〇歳～四〇歳代、管理職員層に配慮

(3)各俸給表の平均引上率 五・二％～五・三％(公安職員、若手研究員等について特に配慮)

(4)指定職俸給表 行政職の給与改定と同程度の改定

(5)俸給制度の改正

ア 等級構成の再編整備 行(一)八等級制→一一一級制 教育、医(一)を除く各俸給表についても等級の新設・統合

イ 専門行政職俸給表の新設 航空管制官、特許審査官・審判官、植物・家畜防疫官等に適用 七級構成

ウ 号俸構成の整備等 定年制の実施を踏まえ所要の号俸の増設、

特別昇給制度の整備等

2 手当

(1)調整手当

現行の甲地九％地域(東京、名古屋、大阪等)の支給割合 九％→一〇％

九％指定官署、医師、新東京国際空港官署の支給割合も同様の措置 なお、筑波研究学園都市移転手当の支給割合の限度も同じ

(2)扶養手当(昨年の勧告と同額)

配偶者 一三、二〇〇円→一四、〇〇〇円(八〇〇円)

二人まで 四、二〇〇円→四、五〇〇円(三〇〇円) 三人目以下 一、〇〇〇円(現行どおり)

ただし、配偶者のない職員の扶養親族一人 八、九〇〇円→九、五〇〇円(六〇〇円) なお、六一年六月から児童手当の支給対象となる第二子がある場合には、その扶養手当の額を減額調整

(3)通勤手当

ア 交通機関等利用者

全額支給限度額 一八、三〇〇円→二〇、〇〇〇円(一、七〇〇円) 1/2加算限度額 三、四〇〇円→四、〇〇〇円(六〇〇円)

イ 交通用具(自転車・自動車等)使用者

a 一般の場合(昨年の勧告と同額)

五キロ未満 二、〇〇〇円(現行どおり)

五キロ～一〇キロ未満 二、六〇〇円→二、七〇〇円(一〇〇円)

一〇キロ以上 三、六〇〇円(現行どおり)

b 通勤不便者の場合

一〇キロ～一五キロ未満 五、〇〇〇円→五、五〇〇円(五〇〇円)

一五キロ～二〇キロ未満 六、八〇〇円→七、五〇〇円(七〇〇円)

二〇キロ以上 八、七〇〇円→九、六〇〇円(九〇〇円)

(4)住居手当(昨年の勧告と同額)

ア 借家・借間居住者

基礎控除額 九、〇〇〇円(現行どおり)

全額支給限度額 七、五〇〇円(現行どおり)

1/2加算限度額 七、二〇〇円→七、五〇〇円(三〇〇円)

イ 持家居住者——現行どおり

(5)医師の初任給調整手当

支給月額の高限度 二一七、六〇〇円→二三〇、〇〇〇円

(一二、四〇〇円)

(6)特別給——四・九分(据置き)

3 実施時期 昭和六〇年四月一日(扶養手当の児童手当との調整措置の改正は、昭和六一年六月一日)

三 勧告実施の要請及び公務能率の改善

連年にわたる給与改定の抑制が職員の志気及び生活、労使関係、人材の確保に与える影響を憂慮し、また、仲裁裁定は民間に準拠して実施されてきていること等に留意のうえ、この勧告を速やかに実施するよう強く要請

公務部門においても各種の努力がなされているが、民間企業の引き続き努力を認識し、行政サービスの向上、業務運営の効率化に一層意を用いること

四 公務員制度の改善

既に採用試験体系の再編、研修体系の整備を図り、今般給与制度の改正と休暇制度の法制的な整備等(別途勧告)を行うこととしているが、今後も引き続き人事行政施策を検討

五 週休二日制

民間普及率昨年七四・六%→本年七五・五%(隔週又は月二回以上の週休二日制 昨年五七・二%→本年五八・五%)

四週五休制の枠内で現行の運用を弾力化し、四週間中の二回の土曜日について2/4ずつ交替で休む方式を導入するなど所要の対応策を検討

【参考資料】(1)『賃金実務』、(2)『賃金と社会保障』、(3)『労務事情』

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
